

鷗友会たすけあい給付制度規程

(目的)

第1条 この制度は、鷗友会の在学学生支援事業の一環として、扶養者（主たる生計維持者）を亡くされて学業継続が困難になっている学生に対して、修学や生活を援助するために白鷗大学鷗友会（以下「鷗友会」という。）が給付金を給付することで速やかに支援することをその目的とする。

(要件)

第2条 給付金の給付となる対象者は、白鷗大学が設置する学部在籍する学生とする。

(申請)

第3条 給付を受けようとする学生は、書面をもって鷗友会事務局へ申請するものとする。

2. 申請にあたっては、以下の書類を鷗友会事務局に提出するものとする

(1) 申請書

(2) 扶養者の死亡診断書、死体検案書または住民票除票の原本もしくは写し

(3) 扶養関係を示す書類、その他、鷗友会が指定する書類

3. 第1項の申請の時期は、原則として扶養者死亡後6カ月以内とする。

(給付額)

第4条 給付額は、10万円とする。

1. 給付金の給付は、在学期間中に一人一回とする。

2. 扶養者が亡くなったときから卒業までの期間が5カ月に満たない場合は、2万円を卒業予定月までの月数に乗じて給付するものとし、月の端数は切り上げる。

3. 給付金の採用は、白鷗大学鷗友会 在学学生支援等積立金の範囲内とする。

(給付金の支払い)

第5条 給付金の支払いは、原則として申請後1カ月以内に本人指定口座に振り込むものとする。ただし、申請内容に不備がある場合は、その限りではない。

(罰則)

第6条 申請に虚偽があった場合又は、本規程に違反した場合は、即座に給付を取り消し、給付を受けた個人は、既に給付した給付金を、遅滞なく鷗友会に返還しなければならない。

(特別の事情が生じた場合の措置)

第7条 大規模災害など、特別の事情が生じたときは、理事会が定めるところによる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、鷗友会理事会の議を経なければならない。

附 則 この規程は令和4年4月1日から施行する。